

☆火入れについての諸注意☆

○火入れの申請について

- 火入れの申請者は、火入れを始める日の **7日前まで**に、火入許可申請書を記入して、火入れを行う場所の図面を付けて、**役場 2 階産業課**まで提出してください。
(森林法第 21 条第 1 項による)
- 火入れを許可できる期間は、1 枚の許可証につき **14 日以内**です。
(築上町火入れに関する条例第 6 条による)

○火入れをする際の注意点

- 火入れをする際は、火入許可証を常に携帯してください。
また、消火に必要な器具(スコップ、火たたき、バケツなど)を準備してください。
- 防火帯を設ける際は、その防火帯の中にある燃えやすい物を取り除き、延焼を防ぐようにしてください。
- 火入れをする際は、**風速や湿度に注意し**、延焼のおそれがない日を選びましょう。
- 火入れを行う場所が**傾斜地の場合、上から下へ向かって**火入れを行ってください。
- 火入れを行う前と終了後**に、京築広域圏豊前消防署西部分署
(TEL:0930-53-1191)に連絡を入れてください。



○火入れの中止について (築上町火入れに関する条例第 14 条による)

- 強風注意報や乾燥注意報、火災警報など**が発令された時は、火入れの許可が下りている期間でも、延焼のおそれがあるため**火入れを行ってはいけません**。
- 火入れ中に風の強さなどによって延焼のおそれがあるときや、強風注意報や乾燥注意報、火災警報などが発令された場合は、**すぐに消火してください**。

○その他

- 昨今、**火入れで発生した煙に対するお問い合わせが多く寄せられています**。
火入れを行う際は、風向きや天候に十分注意して実施されるようお願いいたします。



ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

